## JR東海労ニュース

№1263 2009年4月25日 JR東海労働組合

## 蒲郡駅事件これで有罪か?! シリース②

## 近藤裁判長!古田助役の「鍵のかけ忘れはない」と証言したことはどこにいったのか?

「蒲郡駅事件」に対して名古屋地方裁判所(近藤宏子裁判長)が言い渡した判決理由が、如何に誤った推論に基づき合理性の無いものであるのか。今回は古田助役の証言に関する事柄について明らかにします。

近藤裁判長は、「加藤さんが蒲郡駅の管理者専用書庫から主任レポートに関する文書を持ち出し、コピーし、用紙31枚を持ち出した」と、誤った推論、偏った証拠検討で事実を認定し有罪判決を下しました。

しかし、この判決は管理者専用書庫の「鍵のかけ忘れの可能性」を前提としています。ところが、古田助役は、第3回公判で「鍵のかけ忘れはない」と証言し、「駅員は鍵の保管場所は知らない」とも証言しています。この証言に何故触れないのでしょうか。判決では、この証言を無視し「鍵がかかっていた可能性」に全く言及していません。

なぜそのようにしなければならなかったのか?それは、加藤さんが管理者用書庫から「主任レポート」と書かれたファイルを見つけ出し抜き出してくるの映像などから「認定」(このこと事態が誤った推論)して経過で行ったと監視カメラの映像です。「認定」(このこと事態が誤った推論)とに起因しています。この僅かな時間でが不どることに起因しています。このです。があるはないのです。だから鍵はかかってがとせどとはないのです。だから鍵はかかってがとせざるよく言えたものです。「加藤は犯罪者だ」を前提として結論を導こうとしているのです。断じて許せません。